

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和6年7月29日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都港区芝浦三丁目1番1号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） サントリープロダクツ株式会社 代表取締役社長 吉村孝博 代理人 宇治川工場 執行役員工場長 山本幸夫			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	122 台	1 台	4 台	118 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	68 台	台	台	68 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	8.8	キログラム	17.4	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器		キログラム		キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	・冷媒用代替フロン使用機器（第一種特定製品含む）の一覧表を作成し、各機器の担当者を決定している。その担当者は、定期点検の実施と、変更が発生した場合は、随時、リストの更新をし、適切に管理している。			
	廃棄時	・各機器の担当者は廃棄該当機器が発生した場合、フロン取扱管理担当者に連絡をし、登録を受けたフロン充填回収業者に冷媒用代替フロン回収を依頼し、業者が発行する破壊証明書の受領で廃棄が完了するようルール化している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	・各部門の業務用・家庭用エアコンにおいて、各担当者が定期的に清掃・点検を実施した。また、これにより故障の早期発見ができ修理をした。 ・漏洩時の対応ができるように、取扱い部門は緊急対応訓練を実施し、非常時に備えた。			
	廃棄時	・充填回収業者から提出された破壊証明書を確認することにより、適切にフロンが処理されたことを確認した。 ・家庭用エアコンの廃棄は、家電リサイクル法にそって実施することを社内で共有し、担当部門で処理を実施した。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	・第一種特定製品を更新する際は、既存よりも地球温暖化係数が低い冷媒を使用したトップランナー機器を積極的に導入していく。				
特記事項	なし				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。